

スーパー定期貯金<単利型>相続定期

(平成 26 年 1 月 6 日現在)

|   |  |
|---|--|
| 商 品 名   | ・スーパー定期貯金<単利型>相続定期   |
| ご利用いただける方   | ・相続手続完了後 1 年以内に取得した資金  |
| 期 間   | ・定型方式<br>1 年<br>原則自動継続の取扱い。  |
| 預入方法<br>(1) 預入方法<br>(2) 預入金額<br>(3) 預入単位                                | ・一括預入<br>・200 万円以上 (相続より取得した金額を上限)<br>・1 万円単位  |
| 払戻方法  | ・満期日以後に一括して払い戻します。   |
| 利 息<br>(1) 適用金利<br>(2) 利払頻度<br>(3) 計算方法<br>(4) 税 金<br><br>(5) 金利情報の入手方法 | ・預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。<br>・満期日以後に一括して支払います。<br>・付利単位を 1 円として 1 年を 365 日とする日割計算をします。<br>・個人のお客さまは 20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) ※の分離課税、法人のお客さまは総合課税となります。<br>※平成 49 年 12 月 31 日での適用となります。<br>・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。   |
| 手 数 料   | —  |
| 付加できる特約事項   | ・個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。<br>(貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年 0.5% を上乗せした利率)<br>・個人のお客さまはマル優 (障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」) の取扱いができます。   |
| 中途解約時の取扱い   | ・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率 (小数点第 4 位以下切捨て) に<br>より計算した利息とともに払い戻します。<br>(1) 約定した預入期間が 1 か月以上 1 年未満の場合<br>① 6 か月未満 解約日における普通貯金利率<br>② 6 か月以上 1 年未満 約定利率×50%<br>ただし、利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。   |
| 貯金保険制度<br>(公的制度)  | ・保護対象<br>当該貯金は当 J A の譲渡性貯金を除く他の貯金等 (全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金 (当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの) を除く。) と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。  |
| 苦情処理措置および<br>紛争解決措置の内容  | 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情 (以下「苦情等」という。) につきましては、当 J A 支店または本店信用部 (電話: 086-441-6772) にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。<br>また、岡山県農業協同組合中央会が設置・運営する岡山県 J A バンク相談所 (電話: 086-232-2362) でも、苦情等を受け付けております。<br>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 信用部または岡山県 J A バンク相談所にお申し出ください。<br>岡山弁護士会 (J A バンク相談所を通じてのご利用となります。上記岡山県 J A バンク相談所にお申し出ください。) |

|                |  |
|----------------|--|
| その他参考となる<br>事項 | <ul style="list-style-type: none"><li>・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。</li><li>・共済の満期日から1カ月以内のお預かりに限ります。</li></ul> |
|----------------|--|

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A岡山西